



# 熊本県公報

第 1 2 6 2 6 号  
平成 29 年 6 月 2 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○都市計画事業の認可	(都市計画課) 1
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○道路の区域変更	( // ) 2
○道路の区域変更	( // ) 2
○保安林の指定の解除の予定	(森林保全課) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○道路の供用開始	( // ) 3
○熊本県こども総合療育センター医療事務業務委託	(障がい者支援課) 3
<b>公 告</b>	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 4
○土地改良区土地改良事業計画変更の認可	(農村計画課) 4
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課) 4
<b>登 載 依 頼</b>	
○平成 29 年度県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ等の借入れに関する競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育政策課) 4
○平成 29 年度県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ等の借入れ	( // ) 5
○平成 29 年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れに関する一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(高校教育課) 8
○平成 29 年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れに関する一般競争入札の実施	( // ) 9
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会) 12
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	( // ) 13
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	( // ) 15
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	( // ) 16
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	( // ) 17
○球磨川水系球磨川の球磨川堰周辺における水産動物の採捕禁止区域の設定	(内水面漁場管理委員会) 17
○球磨川水系前川の新前川堰周辺における水産動物の採捕禁止区域の設定	( // ) 17
○熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等 範囲を定める規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 18
○平成 29 年 5 月 1 2 日熊本県告示第 5 4 8 号(熊本県公共工事請負契約約款の一部改正) 中	(監理課) 18

## 告 示

**熊本県告示第 5 7 6 号**  
 都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 5 9 条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。  
 平成 29 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業 3・4・6 4 号熊本駅南線
- 3 事業施行期間 平成 29 年 6 月 2 日から平成 33 年 3 月 3 1 日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本市西区春日三丁目地内  
 使用の部分 なし

熊本県告示第 5 7 7 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 29 年 6 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	大津植木線	合志市大字野々島字花園 5036番地先から 同所 5036番地先まで	前	10.6 ～ 21.3	26.0	防交 安 交 安 全
			後	15.4 ～ 21.3		

2 区域を変更する期日 平成 29 年 6 月 2 日

熊本県告示第 578 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 29 年 6 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	水俣出水線	水俣市長崎字木折 2番5地先から 同所 3番1地先まで	前	7.5 ～ 13.5	70.9	災 害 復 旧
			後	8.2 ～ 14.0		

2 区域を変更する期日 平成 29 年 6 月 2 日

熊本県告示第 579 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 29 年 6 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川嘉島線	宇城市豊野町上郷字松ヶ迫 1384番1地先から 宇城市豊野町上郷字下前田 108番1地先まで	前	8.1 ～ 34.3	1320.0	防交 安 交 安 全
			後	11.4 ～ 37.5		

2 区域を変更する期日 平成 29 年 6 月 2 日

熊本県告示第 580 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定を変更する旨の通知があったので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 29 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 山鹿市久原字首石 6 0 7 7 番 7 (次の図に示す部分に限る。)
  - 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
  - 3 解除の理由 指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 5 8 1 号**

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 29 年 6 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	深川津奈木線	葦北郡津奈木町大字岩城字塩鶴 1 1 8 4 番 1 地先から 同所 1 1 8 5 番 2 地先まで	前	15.6 ～ 21.4	29.7	災害復旧
			後	16.1 ～ 21.9		

- 2 区域を変更する期日 平成 29 年 6 月 2 日

**熊本県告示第 5 8 2 号**

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 6 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 5 号	球磨郡五木村甲字北瀬目 3 5 3 番 1 地先から 同所 3 3 5 番 1 地先まで	836.5	災害復旧 (瀬目トンネル)

- 2 供用を開始する期日 平成 29 年 6 月 9 日

**熊本県告示第 5 8 3 号**

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条第 1 項の規定により次のとおり収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 29 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容  
熊本県子ども総合療育センター条例 (昭和 30 年熊本県条例第 28 号) 第 5 条第 1 項に規定する使用料 (同項に規定する診療等に係るものに限る。) 及び熊本県手数料条例 (平成 12 年熊本県条例第 9 号) 第 2 条第 1 項第 638 号から第 640 号までに規定する手数料 (窓口において現金で納められるものに限る。) の収納の事務
- 2 委託の相手方  
株式会社ニチイ学館 代表取締役 寺田 明彦  
東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地
- 3 委託する期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

## 公 告

## 熊本県公告第319号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成29年6月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字小池字椎木迫3126番の一部及び同3127番3406.75平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字小池3121番地  
中林 修一

## 熊本県公告第320号

平成29年2月20日付けで山鹿市に事務所を置く山鹿土地改良区（現山鹿・鹿央土地改良区）理事長齊藤登から申請のあった土地改良区土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成29年5月16日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第11項により公告する。  
平成29年6月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県公告第321号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
平成29年6月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめマート松橋  
熊本県宇城市松橋町松橋字園田878番地1ほか
- 2 変更しようとする事項の概要  
(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 建物敷地北西側（国道266号側） 出入口①、出入口②  
建物敷地東側（宇城市道側） 出入口③  
合計 3箇所  
(変更後) 建物敷地北西側（国道266号側） 出入口①、出入口②  
合計 2箇所  
(2) 変更の年月日  
平成26年12月25日
- 3 届出年月日  
平成29年5月11日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課  
平成29年6月2日から平成29年10月2日まで

## 登 載 依 頼

## 熊本県教育委員会告示第8号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。  
平成29年6月2日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項  
平成29年度県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ等の借入れ
- 2 入札参加資格

- 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）以下「要綱」という。業種（詳細業種）が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者は、3に定めること。なお、入札参加資格を有しない者が本競争入札参加を希望するものは、要綱に定めるところ（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
 2 競争入札参加資格を審査し、(2)の場所以外は郵送による申請を要する。競争入札参加資格を審査し、(2)の場所以外は郵送による申請を要する。競争入札参加資格を審査し、(2)の場所以外は郵送による申請を要する。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
 公告の日から平成29年6月16日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成32年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成31年10月1日から平成31年11月30日（熊本県の休日を含め）まで行う。

熊本県教育委員会公告第9号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
平成29年6月2日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 業務の名称  
 平成29年度県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ等の借入れ
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局  
 熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）  
 郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局  
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 借入物品及び数量  
 ア ノート型コンピュータ 1, 379台  
 イ その他周辺機器及びソフトウェア
- (5) 借入物品の規格・品質など  
 要求仕様書による。
- (6) 借入期間  
 平成29年10月1日（日）から平成34年9月30日（金）まで
- (7) 納入期限及び納入場所  
 要求仕様書による。
- (8) 入札方式（紙入札併用案件）  
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4（4）アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
 イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (9) 入札金額  
 入札金額は、賃借料1月当たりの借入の代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数



後5時まで受け付ける。

- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成29年7月13日(木)まで行う。

- (3) 入札説明会

ア 日時 平成29年6月12日(月) 午前10時

イ 場所 熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室

- (4) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成29年7月12日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成29年7月13日(木) 午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成29年7月12日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

- (5) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(4)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(4)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

- (6) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け取ったときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (7) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

- (8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否

要

- (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した

- 日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。  
ア 納付期限 （3）の申出期限  
イ 提出場所 1（2）の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。  
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）  
電話番号 096-333-2674  
ファックス番号 096-384-1509
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of commodity  
A Set of personal computer for education  
1, 379 personal computers and softwares  
peripheral equipments and softwares
- (2) Date and place to tender  
Date: July 13th, 2017, 10:00 am  
Place: Kumamoto Prefectural Government  
Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government  
Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Educational Policy Division  
Board of Education Prefectural Office  
of Kumamoto  
6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto-City,  
Kumamoto Prefecture  
862-8609, Japan  
Phone: 096-333-2674
- (6) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

#### 熊本県教育委員会告示第9号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成29年6月2日

熊本県教育長 宮尾千加子

1 競争入札に付する事項

- 平成 29 年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
- 2 入札参加資格  
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、かつ、営業種目が「リース・レンタル（OA 機器類）」に登録されている者であること。  
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
 2 の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号  
 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
 公告の日から平成 29 年 6 月 21 日（水）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
 (5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成 31 年 10 月 1 日から平成 31 年 11 月 30 日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第 10 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。  
平成 29 年 6 月 2 日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達の内容  
 平成 29 年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
- (2) 借入物品に係る発注・契約担当部局  
 熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係（熊本県庁行政棟新館 6 階）  
 郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号  
 電話番号 096-333-2717  
 ファックス番号 096-384-1563
- (3) 借入物品に係る入札担当部局  
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
- (4) 借入物品及び数量  
 ア 教育用コンピュータ 347 セット  
 イ サーバ 9 セット  
 ウ その他周辺機器及びソフトウェア 一式
- (5) 借入物品の規格、品質等  
 要求仕様書による。
- (6) 借入期間  
 平成 29 年 9 月 1 日から平成 35 年 8 月 31 日まで
- (7) 納入期限  
 平成 29 年 8 月 31 日（木）
- (8) 納入場所  
 要求仕様書による。
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）  
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、5(3)アの電子入札



- 公告の日から平成 29 年 7 月 5 日（水）午後 5 時まで
- (4) 提出先
    - 1 (3)の入札担当部局
  - (5) 確認結果の通知
 

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
  - 4 入札説明会
 

実施しない。
  - 5 入札手続等
    - (1) 要求仕様書等に対する質問の受付期間
      - 1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 7 月 5 日（水）午後 5 時まで受け付ける。
    - (2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 

入札情報公開サービスシステム及び 1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 7 月 20 日（木）まで行う。
    - (3) 入札の方法
      - ア 電子入札システムによる入札の方法
 

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 29 年 7 月 19 日（水）午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。
      - イ 紙入札による入札の方法
        - (ア) 日時 平成 29 年 7 月 20 日（木）午前 10 時
        - (イ) 場所 1 (3)の入札担当部局
        - (ウ) 入札書の提出方法
 

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 29 年 7 月 19 日（水）（必着）までに 1 (3)の入札担当部局へ書留郵便で送付する。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に 1 (1)の調達の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1)の調達の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
    - (4) 開札の方法及び日時等
 

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ（イ）の場所で開札を行うものとする。
    - (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した入札者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
    - (6) 入札の無効
 

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

      - ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号（第 3 号を除く。）のいずれかに該当する入札
      - イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
      - ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
      - エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
      - オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
  - (7) 入札の中止等
 

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
  - (8) 落札者の決定方法
 

開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
  - (9) 入札保証金
 

免除する。

## 6 契約について

(1) 契約書の作成の要否  
要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（72月）を乗じた得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の提出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

## 7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 8 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係

電話番号 096-333-2717

ファックス番号 096-384-1563

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

## 9 Summary

(1) Name and quantity of commodity to lease 347 personal computers 9 servers

A set of peripheral equipment and softwares

(2) Deadline to supply commodity

August 31th, 2017

(3) Place to supply commodity

Shown in the bid explanation form

(4) Date and place to submit bidding proposal

Date: July 20th, 2017, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government main building)

(5) Deadline to submit bidding proposal by mail

Date: July 19th, 2017

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division

(6) Language and currency to be used for bidding

Japanese language and currency only

(7) Name of the department in charge of this bidding contract

Senior High School Education Division

Board of Education Prefectural Office of Kumamoto

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2717 Fax: 096-384-1563

立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
平成 2 9 年 6 月 2 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政治団体設立届

(1) 政党の支部

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党 熊本県熊本市 第四支部	高島 和男	有田 正春	熊本県熊本市 南区田迎2-17-7	○	平成29年3月16日

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第 1 号)	届出年月日
和田かなめ後援会	和田 要	友枝 真	熊本県熊本市西区 新土河原1丁目11-55	衆議院議員	平成29年2月1日
幸福実現党 熊本第二選挙区支部	木下 順子	木下 順子	熊本県荒尾市蔵満324	衆議院議員	平成29年1月18日

(ハ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
有働たつき後援会	江藤 國光	竹下 進	熊本県山鹿市 鹿央町合里 5567番地2	平成29年1月11日
江藤つよし後援会	渡辺 次雄	坂本 栄太	熊本県上益城郡 山都町城平872-1	平成29年1月6日
外国の脅威から 日本の自由を守る 九州・沖縄連合会	金子 久子	三村 久美栄	熊本県熊本市東区 沼山津1丁目10-23	平成29年3月30日
くざき幸義後援会	釘崎 幸義	釘崎 幸義	熊本県玉名郡南関町 細永2499	平成29年4月18日
後藤英夫後援会	菊川 洋一	福島 孝次	熊本県菊池市大琳寺 191-1	平成29年2月22日
さいとう正後援会	齊藤 正	大淵 正之助	熊本県八代市 毘舎丸町6-10	平成29年2月28日
三宮美香後援会	三宮 寿文	三宮 愛	熊本県菊池郡大津町 大津2399-66	平成29年1月16日
新日本もっこす塾	北野 雄二	仲原 一生	熊本県上益城郡 甲佐町船津1970	平成29年3月6日
高山正夫後援会	高山 正夫	浜田 秋義	熊本県八代市西宮町 1490-2	平成29年4月18日
田畑ひさよしを 応援する会	津崎 誠記	津崎 春代	熊本県玉名市 伊倉南方1270-2	平成29年4月20日
つなぐばい 熊本輪進会	今村 賢治	宮本 太輔	熊本県熊本市中央区 新大江3-14-83 新大江203	平成29年3月24日
豊田紀代美後援会	菅 恭範	豊田 敬一	熊本県宇城市松橋町 豊福405	平成29年4月28日
中川秀喜後援会	中川 秀喜	中川 奈美子	熊本県阿蘇郡 南阿蘇村吉田495-1	平成29年2月2日
橋本太郎後援会	河野 秀親	櫻山 健一	熊本県玉名市小浜 233-1 ハウスまんさく101号室	平成29年3月9日
もとやま真吾後援会	本山 真吾	本山 静江	熊本県葦北郡津奈木町 大字岩城560-6	平成29年4月25日

熊本県選挙管理委員会告示第 1 9 号

政治資金規正法(昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号)第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項等の異動の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年6月2日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

届出事項等の異動届

(1)政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党熊本県芦北郡第一支部	山本 秀久	会計責任者の氏名	山田 元宏	近藤 忠吾	平成28年4月1日
自由民主党熊本県遺族会支部	永池 悠紀子	代表者の氏名	永池 悠紀子	富田 千秋	平成28年6月21日
		会計責任者の氏名	幸川 順子	横手 義治	平成28年4月25日
自由民主党熊本県ちんたい支部	本島 祐	政治団体の名称	自由民主党熊本県ちんたい支部	自由民主党熊本県全管協ちんたい支部	平成29年2月19日
自由民主党熊本県電気通信職域支部	斉藤 琢	会計責任者の氏名	西 信幸	黒塚 浩行	平成28年7月1日
自由民主党熊本県農業団体支部	小崎 憲一	代表者の氏名	小崎 憲一	梅田 穰	平成29年3月2日
		会計責任者の氏名	中村 隆宏	藤川 修朗	平成29年4月1日
自由民主党熊本県保育支部	島本 久幸	代表者の氏名	島本 久幸	塚本 美津代	平成28年6月17日
自由民主党多良木支部	吉瀬 浩一郎	主たる事務所の所在地	熊本県球磨郡多良木町黒肥地1544-10	熊本県球磨郡多良木町大字久米2470-1	平成29年3月1日
		代表者の氏名	吉瀬 浩一郎	松本 照彦	平成29年3月1日
自由民主党湯前町支部	鶴田 正己	会計責任者の氏名	長谷 和人	小川 一義	平成29年1月31日

(2)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
あさだ敏彦後援会	阪口 峻一	会計責任者の氏名	浅田 恵美子	田上 稔	平成29年2月20日
今井清志とあさぎ町の明日を考える会	今井 清志	代表者の氏名	今井 清志	税木 成之	平成29年3月16日
		会計責任者の氏名	松尾 和幸	森成 双美	平成29年3月16日
上田やすひろ後援会	渡辺 次義	主たる事務所の所在地	熊本県下益城郡美里町馬場792番地1	熊本県下益城郡美里町馬場779-2	平成29年1月6日
緒方ゆうかとはぐくむ会	緒方 ゆうか	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区下江津1-6-7-1	熊本県熊本市東区若菜6丁目11-44	平成28年12月25日
		会計責任者の氏名	緒方 淳一	清長 まり	平成28年8月1日
毅青会	橋本 茂樹	代表者の氏名	橋本 茂樹	松本 憲二	平成29年2月1日
		会計責任者の氏名	嶋村 文博	橋本 茂樹	平成29年2月1日
北園敏光後援会	永嶋 隆雄	会計責任者の氏名	北園 やよい	西山 直	平成29年3月25日
桐原のりお後援会	永田 悟	会計責任者の氏名	桐原 ユウ子	桐原 あや子	平成29年3月30日
熊本県果樹政治連盟	浦田 勝	会計責任者の氏名	山本 雅英	西山 恵一	平成29年4月1日
熊本県商工政治連盟託麻支部	伊東 昭正	会計責任者の氏名	土山 忠一	猪本 親	平成28年5月25日
熊本県宅建政治連盟	橋本 博司	会計責任者の氏名	林田 昇三	小田 栄一	平成28年6月7日
熊本県土地家屋調査士政治連盟	西 龍一郎	会計責任者の氏名	大窪 悟	山田 文博	平成29年2月25日
熊本県農業者政治連盟	小崎 憲一	代表者の氏名	小崎 憲一	梅田 穰	平成29年3月2日
		会計責任者の氏名	中村 隆宏	藤川 修朗	平成29年4月1日
熊本県保育推進連盟	島本 久幸	代表者の氏名	島本 久幸	塚本 美津代	平成28年6月17日
熊本県山田としお後援会	小崎 憲一	代表者の氏名	小崎 憲一	梅田 穰	平成29年3月2日
		会計責任者の氏名	中村 隆宏	藤川 修朗	平成29年4月1日
熊本県林業政治連盟	前川 収	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区下南部2丁目1-55	熊本県熊本市中央区新屋敷1丁目5番4号 県林業会館内	平成28年5月12日

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
熊本の農業を守る会 後援会	白川 安則	代表者の氏名	白川 安則	古庄 則幸	平成29年2月14日
		会計責任者の氏名	白川 有希	白川 安則	平成29年2月14日
幸福実現党 熊本県本部	坂口 頼邦	代表者の氏名	坂口 頼邦	川田 純一	平成29年3月1日
幸福実現党 熊本後援会	中林 美智代	会計責任者の氏名	今村 裕二	島村 清美	平成29年3月1日
佐藤よしおき後援会	石本 徳隆	代表者の氏名	石本 徳隆	家入 鐵郎	平成29年2月12日
Jマリン有明労組 政策実現推進委員会	松尾 幸秀	代表者の氏名	松尾 幸秀	高口 寿	平成29年3月17日
しばたまこと後援会 ・天草新選組	柴田 誠	主たる事務所の所在地	熊本県天草市本渡町 広瀬1番35	熊本県天草市亀場町 亀川282-2	平成29年1月15日
白河部貞志後援会	田中 正二	代表者の氏名	田中 正二	岡田 健士	平成29年1月26日
政治結社日本皇心館	佐々木 一年	会計責任者の氏名	宮崎 史明	佐々木 一年	平成28年8月19日
政治連盟 熊本県防衛を支える会	川口 英徳	会計責任者の氏名	早崎 剛	疋田 充	平成29年4月1日
隊友稲穂会	森 三千雄	会計責任者の氏名	吉弘 嘉幸	木村 睦夫	平成29年2月28日
竹原孝昭後援会	吉弘 嘉幸	会計責任者の氏名	藤田 繁昭	峰松 允	平成29年3月24日
田上しのぶ後援会	田上 忍	会計責任者の氏名	田上 恵	田上 緑	平成28年5月3日
統治システム研究会	村田 周一	主たる事務所の所在地	熊本県合志市須屋 2972-78	熊本県熊本市中央区 坪井4-3-35	平成29年2月1日
		代表者の氏名	村田 周一	平井 誠一郎	平成29年2月1日
		会計責任者の氏名	内田 澄晴	品川 大輔	平成29年2月1日
日本遺族政治連盟 熊本県本部	永池 悠紀子	代表者の氏名	永池 悠紀子	富田 千秋	平成28年6月21日
		会計責任者の氏名	辛川 順子	横手 義治	平成28年4月25日
日本薬業政治連盟 熊本県支部	山本 哲生	会計責任者の氏名	秋信 裕一	瀆平 正一	平成29年4月1日
		代表者の氏名	山本 哲生	山本 哲夫	平成25年7月22日
橋本幸一後援会	梅田 行憲	会計責任者の氏名	三隅 義也	中野 敏憲	平成29年2月1日
林田たけし後援会	林田 彪	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	平成28年1月1日
早田順一後援会	高田 大一郎	代表者の氏名	高田 大一郎	赤星 秀年	平成29年3月13日
		会計責任者の氏名	山内 正晴	古田 清孝	平成29年3月13日
早田順一を支える会	高田 大一郎	代表者の氏名	高田 大一郎	赤星 秀年	平成29年3月13日
		会計責任者の氏名	山内 正晴	古田 清孝	平成29年3月13日
東あつみ後援会	高濱 一昭	代表者の氏名	高濱 一昭	相馬 将末	平成29年3月30日
水俣の元気をつくる会	緒方 誠也	代表者の氏名	緒方 誠也	坂本 ミサ子	平成29年1月12日
宮内道則後援会	竹田 保之	会計責任者の氏名	江口 実	白坂 次義	平成29年3月24日
みやはら将志後援会	那須 春巳	代表者の氏名	那須 春巳	東 吉次郎	平成29年3月1日
山中惣一郎後援会	山中 満	会計責任者の氏名	山中 知世	内尾 裕	平成28年3月31日
山本秀久後援会	平井 博英	主たる事務所の所在地	熊本県芦北郡芦北町 湯浦1505-1 石路の里内	熊本県葦北郡芦北町 芦北2315-1	平成29年1月13日
		代表者の氏名	平井 博英	分部 伯雄	平成29年1月13日

※「異動年月日」は届出が行われた年月日ではなく、異動事項が発生した年月日になります。

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年6月2日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

## 政治団体解散届

### (1)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
有明政経研究会	前畑 淳治	平成28年12月28日
梅田ゆたか後援会	渡辺 朔	平成29年3月28日
久保山欣哉後援会	高山 忠敏	平成29年1月4日
くまもと自然党甲佐会	北野 雄二	平成27年12月31日
栗原秀子と共に住みよい御船町を子どもたちに手渡す会	杉村 宣子	平成28年12月31日
さいとう正後援会	齊藤 正	平成21年12月1日
杉本康親後援会	江崎 勝義	平成29年2月22日
田中安後援会	福井 誉好	平成28年8月31日
玉名市政を良くする会	大家 順二	平成23年4月1日
中松健児後援会	丸山 澄雄	平成29年2月22日
中松健児政治活動研究会	中松 健児	平成29年2月22日
中村正徳後援会	諏訪 正弘	平成28年12月31日
林田たけし後援会	林田 彪	平成28年12月31日
平野みどりとくらしを政治につなぐ会	平野 みどり	平成29年2月22日
福山こうじ後援会	福山 幸輝	平成28年12月30日
前畑淳治後援会	荒木 弘敏	平成28年12月28日
村上ゆういち後援会	村上 優一	平成28年12月24日
山下慶一郎後援会	宮野 修一	平成29年3月1日
友志会	西田 昭三	平成29年2月23日
連携と歩み寄りの会	松田 了一	平成29年3月3日

※「解散年月日」は届出が行われた年月日ではなく、政治団体が解散した年月日になります。

### 熊本県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年6月2日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

## 資金管理団体指定届

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
中川 秀喜	南阿蘇村議	中川秀喜後援会	熊本県阿蘇郡南阿蘇村吉田495-1	平成29年2月2日
和田 要	衆議院議員	和田かなめ後援会	熊本県熊本市西区新土河原1丁目11-55	平成29年2月1日

## 熊本県選挙管理委員会告示第 2 2 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 3 項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第 2 号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 2 9 年 6 月 2 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

## 資金管理団体指定取消及び資金管理団体でなくなった旨の届

## (1) 法第 19 条第 3 項第 1 号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
林田 彪	林田たけし後援会	平成27年12月31日

## (1) 法第 19 条第 3 項第 2 号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
中松 健児	中松健児政治活動研究会	平成29年2月22日
平野 みどり	平野みどりとくらしを政治につなぐ会	平成29年2月22日
前畑 淳治	有明政経研究会	平成28年12月28日

## 熊本県内水面漁場管理委員会指示第 2 1 0 号

水産動物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 6 7 条第 1 項及び同法第 1 3 0 条第 4 項の規定に基づき、球磨川における水産動物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 3 6 条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成 2 9 年 6 月 2 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮 崎 暢 俊

## 1 採捕禁止区域

右岸八代市麦島東町、左岸八代市高下東町球磨川堰上流端から上流へ 3 0 メートル、同堰上流端から下流へ 8 0 メートルまでの区域。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 3 1 条の規定で定められた採捕禁止区域等と重複する区域及び期間を除く。

## 2 指示の有効期間

平成 2 9 年 6 月 9 日から平成 3 1 年 6 月 8 日まで

## 熊本県内水面漁場管理委員会指示第 2 1 1 号

水産動物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 6 7 条第 1 項及び同法第 1 3 0 条第 4 項の規定に基づき、球磨川水系前川における水産動物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 3 6 条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成 2 9 年 6 月 2 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮 崎 暢 俊

## 1 採捕禁止区域

右岸八代市末広町、左岸八代市麦島東町新前川堰上流端から上流へ 3 0 メートル、同堰上流端から下流へ 8 0 メートルまでの区域。

2 指示の有効期間  
平成29年6月9日から平成31年6月8日まで

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年6月2日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

**熊本県人事委員会規則第17号**

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
別表市町村の表上天草市の部市長部局の項を次のように改める。

市長部局	本庁（会計課を含む。）  統括支所 診療所	部長 会計管理者 課長 審議員 総務課課長補佐 財政課課長補佐 支所長 所長
------	--------------------------------	--

別表市町村の表合志市の部市長部局の項中「会計管理者」を「会計管理者 政策監 技監」に改め、同表菊陽町の部町長部局の項を次のように改める。

町長部局	本庁（会計課を含む。）	会計管理者 部長 審議員 課長 室長 総務課課長補佐（人事秘書係の業務を担当する課長補佐に限る。） 財政課課長補佐 人事秘書係長 財政係長
------	-------------	---

別表市町村の表高森町の部教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会	事務局 中学校 小学校 義務教育学校	局長 次長 校長 教頭 校長 教頭 校長 副校長 教頭
-------	-----------------------------	--------------------------------------

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

**正 誤**

平成29年5月12日熊本県告示第548号（熊本県公共工事請負契約約款の一部改正）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
4	29	告示	公布
	30	適用	施行